

事務連絡
令和3年6月30日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事業部

技術検定受検禁止措置基準、監督処分基準の改正にかかる
パブリックコメントの実施について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

技術検定不正受験発生に伴う実務経験証明書に関する注意喚起と再発防止対策については、令和2年12月4日付全建事発第125号により通知したところですが、この度、国土交通省不動産・建設経済局より本会に対し、標記基準の改正に関するパブリックコメントの実施について情報提供がありました。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、貴会会員の皆様に周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正の概要については以下のとおりです。

1. 建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関するパブリックコメントの募集について

【概要】

これまで虚偽(故意によるもの)の出願による受検の場合、3年間の受検禁止としていたところ上記に該当せずとも、出願に関する不正行為と認められた場合(申請ミスも含む)は受検禁止措置1年を課することができるよう改正。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155210314&Mode=0>

2. 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改訂案に関するパブリックコメントの募集について

【概要】

実務経験の虚偽証明による技術検定の不正受検の件を受け、虚偽の実務経験の証明を受けた者を現場の主任技術者等として配置した場合の営業停止日数を強化。(その他技術検定関連以外の改正内容については下記リンクをご参照下さい)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155210313&Mode=0>

以上

【担当】事業部 沖村

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp